

ご旅行条件書(手配旅行)

大阪府知事登録旅行業地域限定第2883号

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

公益社団法人 堺観光コンベンション協会

1.手配旅行契約

(1) 「手配旅行契約」(以下単に「旅行契約」といいます。)とは、**堺観光コンベンション協会**(大阪府知事登録旅行業地域限定第2883号、以下「当社」といいます)がお客様の依り、お客様が運送・宿泊機関等の運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるよう、手配することを引き受けた契約をいいます。

(2) 「国内旅行」とは、本邦内ののみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

(3) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できない場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、当社は、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を申し受けます。

2.旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1) 旅行のお申込みは、当社所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、所定の申込金を添えてお申込みください。

(2) お客様との旅行契約については、当社が契約の締結を承諾し、(1)の申込金を受領したときに成立します。

(3) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は契約書面(旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面のことをいいます。)に記載します。

(4) 運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約であって、旅行代金と引換に当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(乗車券・宿泊券等のクーポン券類)をお渡しするものについては、申込書の提出を省略する場合があります。この場合、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

(5) 申込金は、「旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

(6) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者がから旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者があるとしています。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務について、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3.お申込み条件

(1) お申込み時点で未成年の方は、親権者の方の同意書をご提出が親権者の方のご同行を条件とさせていただく場合があります。

(2) 高齢の方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障がいをお持ちの方などで特別の配慮が必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。

(3) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信頼を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。

(4) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4.契約書面の交付

(1) 当社は、旅行契約の成立後速やかに、契約書面をお客様にお渡しします。

(2) 運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約であって、旅行代金と引換に当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(乗車券・宿泊券等のクーポン券類)をお渡しするものについては、契約書面を交付しない場合があります。この場合、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

(3) 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによります。

5.旅行代金とその支払い時期及びその変更・精算

(1) 旅行代金(運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金の合算額をいいます。)は旅行出発前の当社が指定する日までにお支払いください。

(2) 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用をお客様が負担すべきもの及び取扱料金(以下併せて「精算旅行代金」といいます。)と旅行代金としてすでに收受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに精算します。精算旅行代金が旅行代金としてすでに收受した金額を超えるときは差額を申し受け、收受した金額に満たないときは払い戻します。

6.取扱料金

取扱料金は、旅行費用とともに契約書面に表示します。

※旅行内容により異なります。当社旅行業務取扱料金表をご確認ください。

7.旅行契約内容の変更

(1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当該旅行契約の内容の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少はお客様に帰属するものとします。

(2) お客様から契約内容の変更の申出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料を負担いただくほか、下記の変更手続料金を申し受けます。

国内旅行 1運送・宿泊機関等につき 500円(税別)

※旅行内容により異なります。当社旅行業務取扱料金表をご確認ください。

8.旅行契約の解除

(1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、旅行契約を解除することができます。

(2) (1)の場合、当社は次の料金を申し受け、すでに收受している旅行代金(又は申込金)から差し引いた残額を払い戻します。

(ア) お客様がすでに提供を受けられた旅行サービスに係る取消料、違

約料、その他旅行サービス提供機関に支払う費用

(ウ) 当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金

(3) お客様が当社所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当該期日の翌日にお客様が旅行契約を解除したものとみなします。

(4) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。(3)(4)の場合当社は、お客様に対し(2)の各料金を申し受けます。

9.添乗サービス

(1) 当社は、お客様の求めにより下記の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗員を同行させ旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。なお、添乗員が団体と同行するため必要な交通費、宿泊費等の実費は添乗サービス料金とは別途に申し受けます。

添乗サービス料金(添乗員1名1日あたり) 国内旅行 30,000円(税別)

(2) 添乗サービスを提供する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

10.当社の責任

(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年内に当社に対して通知があつたときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては、14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があつたときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

(2) お客様が、次に示すような事例により損害を被られた場合は、原則として当社は責任を負いません。

(ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

(イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

(ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

(エ) 自由行動中の事故

(オ) 食中毒

(カ) 盗難

(ハ) 運送機関の遅延・不運・スケジュール変更・経路変更など又はこれらに

よって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

11.お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の手配旅行の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

12.通信契約

(1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の金額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただくなれば、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)

(2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。

(ア) 通信契約の申込みに際し、会員は申込みしようとすると「依頼しよう

とする旅行サービスの内容」、「出発日」等に加えて、「カード名」、

「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

(イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承認したときに成立し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承認する旨の通知を発したときに成立するものとします。

(ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

13.その他

(1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。

(2) (ア) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。

(3) (ア) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺症等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行傷害保険に入加入されることをお勧めします。旅行傷害保険については販売店に問い合わせください。

(4) この条件書に記載のない事項は、当社旅行業約款 手配旅行契約の部によります。

15.旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件・旅行代金の基準は、それぞれ契約書面に明示します。

16.弁済業務保証金

当社は大阪府に1000万円の営業保証金を供託しております。当社と手配旅行契約を締結した旅行者または構成者は、その取扱によって生じた債権に関し、前項の営業保証金から一定額に達するまで弁済を受けることができます。

17.個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社等に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただいた際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただいたものとします。

このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するためのマーケット分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。